

## 四番丁スクエア本館自動販売機管理運営業務仕様書

### 1 目的

四番丁スクエア本館に設置する自動販売機の管理運営を行う。

### 2 一般事項

- (1) この仕様書は、自動販売機管理運営業務（以下「業務」という。）に当たって、受注者（設置事業者）が守らなければならない仕様書である。
- (2) この仕様書に明示されないもの又は疑義を生じた場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の指示に従い、かつ業務の目的を達するため、最も適切な方法により業務を実施するものとする。

### 3 設置場所及び台数

- (1) 四番丁スクエア本館 1階廊下（屋内用） 1台

### 4 業務内容

受注者は、次の各号に掲げる条件により、調達及び管理運営業務の一切を行う。

#### (1) 販売商品

- ア ペットボトル及び缶容器の清涼飲料水とし、酒類不可とする。
- イ 多様な商品を幅広く取りそろえること。
- ウ 商品価格は、市場価格及び周辺の実勢価格と均衡のとれたものであること。
- エ 冬季に温かい商品を設置するなど、時節に合った商品対応・見直しを図ること。

#### (2) 自動販売機の種類等

- ア 周囲と調和する外観とし、公共施設での設置に相応しいものであること。
- イ 省エネルギータイプのものであること。

#### (3) 管理運営

- ア 1週間に1回以上、在庫状況を調査・確認し、常に売切れを防ぐとともに、賞味期限が過ぎた商品の交換を行うこと。
- イ 1週間に1回以上、売上状況を調査・確認し、代金回収を行うとともに、常に釣銭切れを防ぐこと。
- ウ 故障・苦情に対して、速やかに対応できる体制をとること。
- エ 自動販売機に容器回収設備を併設して容器回収に努めるとともに、分別・リサイクルを行うこと。
- オ 商品等の搬入等の際には、施設利用者の迷惑にならないこと。
- カ 毎月の業務完了後、当該月の売上明細等を速やかに書面によって報告すること。

## 5 使用料等の納付

受注者は、次の各号に掲げる納付金を、高松市所定の納入通知書により、指定された時期までに高松市に支払わなければならない。

### (1) 自動販売機設置使用料

高松市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の規定により算定した額を、年額一括前納する。

### (2) 電気使用料

使用月毎の実費とし、高松市が算定した額を、使用月の翌月末までに支払うものとする。なお、上記電気使用料算定のため、子メーターを設置すること。

### (3) 販売手数料

販売月毎に、当該売上げに対して販売手数料の率によって算定した額を、販売月の翌月末までに支払うものとする。